65歳以上の皆さんへ

市では高齢者を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。インフルエンザは、高齢者がかかると肺炎等の合 併症を引き起こし、重症化しやすい病気ですので、ぜひ、この機会に接種をしましょう。

実施期間

10月1日(土)~12月31日(土)

※実施期間が各医療機関によって異なる場合があり ます。事前に各医療機関へお問い合わせください。

場所

指定医療機関(市内は右表のとおり)

※長浜市内等の医療機関でも接種できます。 詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧いただくか、 健康づくり課までお問い合わせください。

対 象

- ・65歳以上の人
- ・60~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障がい で身体障害者手帳1級程度の人、またはヒト免疫 不全で同程度の状態にある人

費用

2.260円

申込方法

指定医療機関に直接予約をしてください。

今年から新型コロナワクチンとの同日接種が 可能になりました。

市内の指定医療機関

医療機関名	住 所	問い合わせ
いそクリニック	磯1729-1	2 52-1100
伊藤内科医院	入江1673	☎52-3534
近江診療所	新庄77-1	☎54-2127
おおはらクリニック	市場411	☎55-1009
かがい医院	箕浦372	2 52-9333
かしはら診療所	柏原2100	2 57-0855
北村内科循環器科医院	下多良1-7	5 2-0172
工藤神経内科クリニック	下多良3-36	2 52-6760
坂田メディケアセンター	野一色1136	2 55-8211
J'sクリニックイースト	梅ケ原1412	2 57-6321
柴田医院	入江500	2 52-3217
地域包括ケアセンターいぶき	春照58-1	58-1222
塚田医院	顔戸433-1	5 2-0041
米原診療所	三吉581	2 54-5311
三浦医院	市場359	☎55-1025
水野医院	長岡600	2 55-2133
吉田内科クリニック	宇賀野88-20	☎52-6855
山東診療所	志賀谷1907	2 55-8700
吉槻診療所	吉槻1356	2 59-0419

生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は自己負担金を助成します

受付開始日 10月3日(月)

「持ち物」 身分証明書(運転免許証や保険証等)

接種前に市役所窓口、各行政サービスセンターにて 申請をしてください。

- ●助成券の申請前に接種し、自己負担金を支払った場合
 - ⇒償還払い申請により自己負担金を助成します。 (償還払い申請に必要なもの:領収書、印鑑、通帳)
- ●代理人が申請する場合、同一世帯の代理人の場合
 - ⇒代理人の身分証明書が必要です。それ以外の代理人 の場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要です。

肺炎球菌感染症の予防接種を受けましょう

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種が対象の人には、令和4年4月に個別の通知文を 送付しています。まだお済みでない人は、今年度中に接種してください。

|実施期間|| 令和5年3月31日(金)まで

対象

- ・令和4年度(令和5年3月31日時点)で以下の年齢になる人 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳
 - ・接種日において、60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能障がいで 身体障害者手帳1級程度の人、またはヒト免疫不全で同程度の状態にある人



後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

問市 市民保険課 ☎53-5114 🕅 53-5118

10月1日からの保険証(クリーム色)を9月中に郵送しました

後期高齢者医療制度改正により、現在使用している保険証(うぐいす色(薄緑色))

の**有効期限は9月30日まで**です。

新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

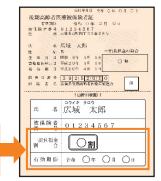
現在医療費の自己負担割合が1割負担の人のうち、一定以上の所得がある人は、 10月1日から2割負担になります。

※住民税非課税世帯の人は、1割負担です。

自己負担割合の 判定基準詳細▶ ■ 3.



10月からの自己負担割合や、 有効期限をご確認ください。



2 自己負担割合が"2割"になる人へは負担軽減(配慮措置)があります

10月1日からの3年間、自己負担割合が2割になる人の急激な自己負担額増加を 抑えるため、外来医療の負担増加額の上限が最大3.000円/月になります。

※入院の医療費は対象外です。

※上限を超えて支払った金額は、高額療養費として、登録されている金融機関□座に後 日払い戻します。

高額療養費として受け取る金融機関口座の登録がまだの人には、9月下旬に 滋賀県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されています。



配慮措置が適用される場合の計算方法

例:外来の医療費全体額が50,000円/月(1割負担5,000円)の場合



払い戻し額 2,000円 ※1割負担額+3,000円を超えた額が 払い戻されます。

負担増加額 3,000円



不審な電話やメール、訪問にご注意ください

- ●□座登録は滋賀県後期高齢者医療広域連合からの郵送による登録のみです。
- ●電話や訪問で暗証番号などを聞くことや、キャッシュカード、通帳を預かること、 ATM操作をお願いすることは絶対にありません。
- ●不審な電話やメールがあったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(☆#9110) または消費生活センター(☎188)等にお問い合わせください。



制度見直しの背景等に関する質問等

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719 9時~18時(日祝、年末年始を除く)

医療費の自己負担割合の見直しや負担軽減(配慮措置)に関する質問

滋賀県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-043-110 9時~17時(土日祝除<)

> ※通話料金がかかります。 ※12月28日までの開設です。